

て條件の如何に不拘早急の解決を必要とし同日午後五時
双方關係者の意圖を質したる處三浦の提言に一任したる
を以て直ちに關係組主と具体的腹案を作成するに至つた
のである。

十三 解 決 状 況

一月二十日午前十時組主近藤健之は争議團代表として三浦愛
二と會見し種々意見交換したる結果略妥協點に到達したるを
以て午後五時より大庭組の賃勞費代表をも加へて會見折衝し
たる處左の覺書を作成し争議團に手交圓滿解決したのである

覺 書

- 1、小部屋は自由に持つことが出来ると同時に近藤組直轄と
すること
- 2、飯場變更は事情により善處すること

- 3、賃金値上に付ては炭商組合へ交渉の上善處すること
- 4、賃金支払日は近々の内五日乃至十日毎とすること
- 5、夜業手當に付いても將來善處する
- 6、今時の問題に付ては職首者を出さず同時に當分の間使用
人員を増加せぬこと